

## 建築審査会審議概要

会議名	令和6年度第1回札幌市建築審査会
開催日時	令和6年8月28日(水) 午後1時00分～午後1時50分
開催場所	Web会議
出席者	委員 森会長、宮浦委員、星原委員、道尾委員
	事務局 都)建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員1名
	説明員 都)建築指導部管理課指導係長、係員1名
審議結果	議案第1号、第3号、第4号及び第6号は「同意」 議案第2号、第5号及び第7号は次回以降の審査会にて再度審議する。
議事概要	<p style="text-align: right;">○：委員の発言 ●：説明員の発言</p> <p>(1) 議案第1号から第7号まで</p> <p>道路内に広告付バス停留所上屋を新築したい旨の許可申請（建築基準法第44条第1項第2号）</p> <p><b>【主な質疑応答】</b></p> <p>○議案第1号から第7号までの道路は、自転車の通行が可能な歩道かどうか。 交通規制上の位置付けはどのようにになっているか。</p> <p>●7件中、2件が自転車歩行者道であり、残りの5件が歩行者専用道である。</p> <p>○バス停留所を設置した後の歩道の残存幅員について、交通管理者が定めている自転車歩行者道及び歩行者専用道の幅員以上を確保しているとのことだったが、今後は、札幌市が推進している自転車利活用やユニバーサル利用などの観点も含めて通行上支障がないことを説明・判断できるようになってほしい。</p> <p>○バス停留所と地下鉄の出入口が近いところは、人が溜まって通行の妨げになりかねないので、実際の運用に当たっては継続して状況を観察していただきたい。</p> <p>●ご指摘の件は、バス停留所を設置する事業者等に注意喚起させていただく。</p> <p>○1か所に複数の事業者のバス停留所がある議案について、議案によっては上屋の中に入らないバス停留所の計画となっている認識でよいか。</p> <p>●おっしゃるとおりである。</p> <p>○上屋に入らないバス停留所が上屋と近接しており、上屋の歩道に対して直交する広告パネルによって視界が遮られている。また、上屋に入らないバス停留所の利用者が上屋の中にいると、バスは当該バスの乗車客がいないと勘違いして止まらない可能性があり、あるいは、上屋内でバスを待っていた乗客</p>

の乗車に支障が生じるなどの混乱が起きないかという懸念がある。一緒に上屋に入るという協議や協調のプロセスはなかったのか。あるいは市側が協議を促すことはできないのか。

●ご指摘のとおり、上屋に入っていないバス停留所が広告パネルにより遮られている。上屋に入らないバス事業者と調整できるところがないのか設置事業者に確認したい。

○上屋に入らないバス停留所が上屋に近接している議案（議案第2号、第5号及び第7号）は、残存幅員や上屋の構造が基準に合致しているとしても同意しがたく、再度の審議とする。再度の審議案件については、全バス事業者の協議を求め、協議ができない場合はその理由の説明を求める。また、協議の結果、共同設置できない場合は、その理由と利用者の安全性や利便性などの問題点の改善策の説明を求める。

○今回は国道に設置するバス停留所ということで審議することとなったが、市道の場合は、審査会で審議せず包括同意基準により同意している。市道においても同じ問題が発生しないよう事前にチェックをお願いしたい。

●包括同意基準に関しましても、表現内容を含めて検討させていただく。

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当）  
電話番号：011-211-2859